

計画期間：2022年8月26日～2025年4月30日

一般事業主行動計画

1、行動期間

令和4年8月26日～令和7年4月30日

2、内容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：2025年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する。(子の対象年齢の拡大、いわゆる「中抜け」(就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること)で取得できる制度など)。

【対策】

- ・2023年11月1日～ 社員へのアンケート、検討開始
- ・2023年12月1日～ 制度の導入、社内回覧などによる社員への周知

目標2：2025年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

【対策】

- ・2023年8月1日～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・2023年8月10日～ 社内での検討開始及び取得に向けたミーティングの実地
- ・2023年9月1日～ 有給休暇取得状況のとりまとめ、個々及び社員全体への周知により取得促進取組を開始

目標3：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、制度の周知を図る。

【対策】

2024年5月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

2024年6月～ 制度に関するパンフレットの配布などにより全社員への周知